



新制度で増える保育の場



小規模保育事業が始まります

低年齢児の待機児童解消などを目的に、4月から小規模保育事業所を認可する予定です。
《問い合わせ・申込先》こども福祉課 (☎ 82-1207)



小規模保育事業とは

小規模保育事業所において、定員「6人以上19人以下」で行う小規模保育です。事業所の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料などは基本的に認可保育所と同じです。一人ひとりに応じた「保育の計画」のもと、きめ細かな保育を行います。

【対象児童】 保護者の就労など、保育の必要性の事由を満たす概ね生後3か月～2歳までの乳幼児

※年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の3月末日まで利用可能です。

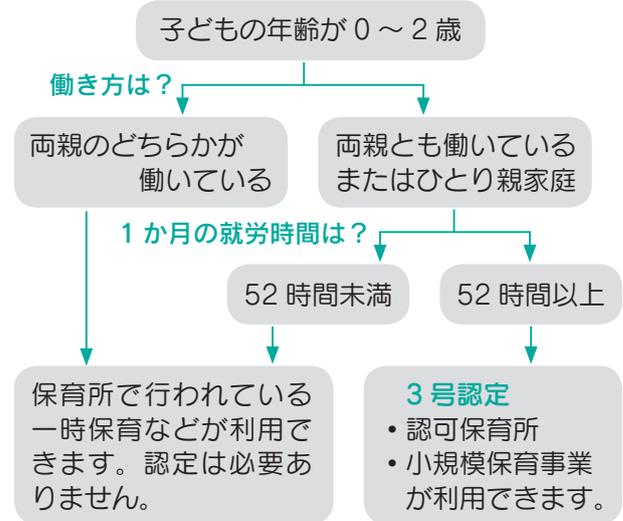
【給食】 事業所内の調理設備、または連携施設等で調理した給食を提供

【利用手続】 こども福祉課に「支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」を提出

【保育料】 保護者の所得に応じた保育料を事業所に直接支払い
※保育料は認可保育所と同じです。

【連携施設】 保育内容の支援や3歳以降に通うことができる保育所、幼稚園を設定
※3歳以降は、新たに申込みが必要です。

【認定区分チャート】



【利用の流れ】

- ①〈見学〉 事業所に連絡のうえ、必ず児童と一緒に見学し、条件等を確認
- ②〈申込〉 「支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」に必要書類を添付し提出
- ③〈決定〉 利用調整の結果を通知
- ④〈契約〉 保護者と事業所との間で利用契約
- ⑤〈利用〉 利用開始



小規模保育事業所の入園児募集

新規の申込みを受け付けます。保育の必要性などを審査し、優先順位に応じて決定します。育児休業を終了するなど、4月15日以降に利用を希望する人も期限内に申込書を提出してください。

【受付期限】 3月15日(火)

【利用開始】 4月1日(金)以降

【利用手続】 こども福祉課または各園に備え付けの「支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」に必要書類(就労先の証明書など)を添えて提出

小規模保育事業所一覧 (平成28年4月1日認可予定)

事業所名	所在地	電話番号	開所時間	募集人数		
				0歳児	1歳児	2歳児
こぐま保育園 (山園舎)	大字有帆 509-15	☎ 33-1146	7:30～19:00	3人	6人	6人
プティット小野田保育園	大字千崎 495-4	☎ 84-4727	7:00～19:00	6人	6人	6人